横浜市立大学整形外科　出産・育児に関する勤務医取り扱い規程（R3-11-1）

(目的)

第1条 この規定は、横浜市立大学整形外科医局員の産休、育休休業、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(産休、育休の対象者)

第2 条 妊娠、出産、育児のために休業することを希望する者は、以下の規定に定めるところにより、産前産後休業、育児休業をすることができる。休業期間は、①妊娠確認後～産休開始前、②産休中（原則、労働基準法に準じた産前6 週～産後8 週）、③育休中（産後8 週～規定内）、④育休後(育児Dr.制度) に各々分け、取り扱いを規定する

(妊娠確認後の申し出の手続き、及び取り扱い)

第3条 妊娠が判明したら、少なくとも11 月末までに、すみやかに規定の書式と診断書を医局長に提出することにより申し出るものとする。その際、次年度人事の勤務先の希望やローテートから外れることと雇用形態の取り扱いについて、医局長と相談することができる。

2 　12 月から3 月末に妊娠が確認された場合は、適宜、医局長と相談する。

3 　各関連病院部長は妊婦に対し、放射線業務の免除、当直回数の減免、その他必要な勤務

の減免を行う。

(産休中の取り扱い、及び期間)

第4条 産休を希望する者は、労働基準法第65 条に基づいて、各病院が定めた期間の産休を取得することが出来る。申し出に係る子が出生した時は、申し出者は、出生後2週間以内に医局長に必要事項を届けなければならない。

2 　産休中の賃金に関する事項については、各病院の定めるところによる。

3 　期間については、原則、労働基準法に基づき、適宜、各関連病院部長及び医局長と相談する。

(育児休業の申し出の手続き、取り扱い、及び期間)

第5 条 育児休業を希望するものは、9 月末までに規定の書式にて医局長に申し出るものとする。

2 　各関連病院部長は勤務医が育児休業を希望した場合、原則的には、これを拒むことは出来ない。

3 　育児休業中の賃金に関する事項については、各病院の定めるところによる。

4 　育児休業の期間は、適宜、各関連病院部長及び医局長と相談する。

(育児Dr の申し出の手続き、取り扱い、及び期間)

第6 条 育児のために勤務軽減を希望する者は、‘育児Dr’の登録を医局長に申請する。

2 　‘育児Dr’の申請は、9 月末までに規定の書式にて医局長に申し出るものとする。その

際、雇用形態の取り扱いについて、医局長と相談することができる。

3 　申し出者は、医局長と副医局長の合議にて、‘育児Dr’の承認を得る必要がある。

4 　‘育児Dr’の勤務減免内容は、①時間外勤務の減免、②当直の減免、③部分休業を主

たるものとする。

5 　医局長は受け入れ可能な病院と協議し、‘育児Dr’が集中しないように人事を取り計ら

う。

6 　継続を希望する‘育児Dr’は、1 年毎の申請と医局長と副医局長による合議承認を必要とする。